

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案要綱

第一 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

一 新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象の見直し

1 指定感染症のうち、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものについて、新型インフルエンザ等として位置付け、新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象とするものとする。こと。（第二条第一号関係）

2 厚生労働大臣は、指定感染症が、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものと認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該指定感染症の発生の状況等を報告しなければならないものとする。こと。（第十四条関係）

二 事業者及び国民の責務

事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の感染の拡大の防止に努めなければならないものとする。こと。（第四条第一項関係）

三 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等（次に掲げる行為をいい、以下この三において「差別的取扱い等」という。

）及び他人に対して差別的取扱い等をすることを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者（以下この三において「新型インフルエンザ等患者等」という。）の権利が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。 （第十三条第二項関係）

- 1 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い
- 2 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為
- 3 1及び2のほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

#### 四 臨時の医療施設の見直し

新型インフルエンザ等緊急事態措置として位置付けられている臨時の医療施設の開設について、政府対策本部が設置されている間における措置としてその位置付けを変更するものとする。 (第三十一条の二及び第三十一条の三関係)

#### 五 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置

##### 1 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の創設

新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置として、2の(一)の公示がされた時から2の(四)により2の(一)の事態が終了した旨の公示がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び地方公共団体がこの法律の規定により実施する措置を創設するものとする。 (第二条第三号関係)

##### 2 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示等

(一) 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この(一)及び(三)、4の(一)から(三)

まで並びに六の1において同じ。）が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。 （第三十一条の四第一項関係）

イ 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間

ロ 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域

ハ 当該事態の概要

(二) (一)のイの期間は、六月を超えてはならないものとする。 （第三十一条の四第二項関係）

(三) 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等の発生の状況を勘案して(一)のイの期間を延長し、又は

(一)のロの区域を変更することが必要であると認めるときは、更に六月を超えない範囲内において当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をするものとする。当該延長に係る期間が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とするものとする。 （第三

十一條の四第三項関係)

- (四) 政府対策本部長は、(一)の公示をした後、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、(一)の事態が終了した旨を公示するものとする。

(第三十一條の四第四項関係)

- (五) 政府対策本部長は、(一)又は(三)の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八條第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の実施に関する重要な事項を定めなければならないものとする。 (第三十一條の四第五項関係)
- (六) 都道府県対策本部長は、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る(一)、(三)又は(四)の公示を行うよう要請することができるものとする。 (第三十一條の四第六項関係)

3 政府対策本部長の指示

政府対策本部長は、2の(一)の事態において、第二十条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であつて、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、都道府県(その区域の全部又は一部が2の(一)の口の区域内

にある都道府県に限る。)の知事(4において「都道府県知事」という。)に対し、必要な指示をすることができるものとする。この場合においては、第二十条第三項及び第四項の規定を準用するものとする。(第三十一条の五関係)

#### 4 感染を防止するための協力要請等

(一) 都道府県知事は、2の(一)の事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある2の(一)の口の区域(以下この(一)及び(三)において「重点区域」という。)における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができるものとする。(第三十一条の六第一項関係)

- (二) 都道府県知事は、2の(一)の事態において、当該都道府県の住民に対し、(一)の当該都道府県知事が定める期間及び区域において(一)の要請に係る営業時間以外の時間に当該業態に属する事業が行われている場所にみだりに出入りしないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができるものとする。 (第三十一条の六第二項関係)
- (三) (一)の要請を受けた者が正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、都道府県知事は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があると認めるときに限り、当該者に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。 (第三十一条の六第三項関係)
- (四) 都道府県知事は、(一)若しくは(二)の要請又は(三)の命令を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないものとする。 (第三十一条の六第四項関係)
- (五) 都道府県知事は、(一)の要請又は(三)の命令をしたときは、その旨を公表することができるものとする。 (第三十一条の六第五項関係)

## 六 新型インフルエンザ等緊急事態措置の見直し

- 1 施設管理者等が正当な理由がないのに第四十五条第二項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。 (第四十五条第三項関係)

- 2 特定都道府県知事は、第四十五条第一項若しくは第二項の規定による要請又は1の命令を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないものとする。 (第四十五条第四項関係)

- 3 特定都道府県知事は、第四十五条第二項の規定による要請又は1の命令をしたときは、その旨を公表することができるものとする。 (第四十五条第五項関係)

## 七 事業者に対する支援等

- 1 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する

措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響を緩和し、国民生活及び国民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講ずるものとする。 (第六十三条の二第一項関係)

2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいて医療の提供体制の確保を図るため、新型インフルエンザ等対策に協力する病院その他の医療機関及び医療関係者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。 (第六十三条の二第二項関係)

## 八 国の財政上の措置等

国は、新型インフルエンザ等対策に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。 (第七十条第二項関係)

## 九 新型インフルエンザ等対策有識者会議の見直し

「新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について」(平成二十四年八月三日新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定)に基づく新型インフルエンザ等対策有識者会議について、新型インフルエンザ等対策推進会議として新型インフルエンザ等対策特別措置法上に位置付けるものとする。 (第七十

条の二から第七十条の十まで関係)

十 感染を防止するための協力要請の実効性の確保

1 都道府県知事は、五の4の(三)の施行に必要な限度において、五の4の(一)の要請を受けた者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況を若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。 (第七十二条第一項関係)

2 都道府県知事は、六の1の施行に必要な限度において、第四十五条第二項の規定による要請を受けた施設管理者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該要請に係る施設若しくは当該施設管理者等の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。 (第七十二条第二項関係)

3 六の1の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の過料に処するものとする。 (第七十九条関係)

4 五の4の(三)の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の過料に処するも

のとする事。 (第八十条関係)

5 1若しくは2の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の過料に処するものとする事。 (第八十条関係)

一条関係)

十一 新型コロナウイルス感染症の法的位置付け

第二の一に併せて、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなして新型インフルエンザ等対策特別措置法及び当該法律に基づく命令(告示を含む。)の規定を適用することとする規定を削除するものとする事。(附則第一条の二関係)

十二 その他

その他所要の改正を行う事。

第二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正

一 新型コロナウイルス感染症の法的位置付け

新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染症として位置付け、同感染症に係る措置を講ずることができるものとする。 (第六条第七項第三号及び第四号関係)

二 都道府県と保健所設置市等の間の情報連携の強化

1 都道府県知事は、次に掲げる者について第十二条第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、それぞれ次に定める者に通報しなければならないものとする。 (第十二条第三項関係)

(一) その管轄する区域外に居住する者 当該者の居住地を管轄する都道府県知事 (その居住地が保健所を設置する市又は特別区 (以下「保健所設置市等」という。 ) の区域内にある場合にあつては、その居住地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事)

(二) その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内に居住する者 当該者の居住地を管轄する保健所設置市等の長

2 保健所設置市等の長は、第十二条第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事 (3、5及び6において「管轄都道

府県知事」という。)に報告しなければならないものとする。 (第十二条第四項関係)

3 保健所設置市等の長は、次に掲げる者について第十二条第一項の規定による届出を受けたときは、

当該届出の内容をそれぞれ次に定める者に通報しなければならないものとする。 (第十二条第四

項関係)

(一) 管轄都道府県知事の管轄する区域外に居住する者 当該者の居住地を管轄する都道府県知事 (そ

の居住地が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、その居住地を管轄する保健所設置市等

の長及び都道府県知事)

(二) 管轄都道府県知事の管轄する区域内における当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長が管

轄する区域内に居住する者 当該者の居住地を管轄する保健所設置市等の長

4 都道府県知事は、次に掲げる動物について第十三条第一項又は第二項の規定による届出を受けたと

きは、当該届出の内容を、それぞれ次に定める者に通報しなければならないものとする。 (第十

三条第四項関係)

(一) その管轄する区域外において飼育されていた動物 当該動物が飼育されていた場所を管轄する都

道府県知事（その場所が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、その場所を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）

- (二) その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内において飼育されていた動物  
当該動物が飼育されていた場所を管轄する保健所設置市等の長

5 保健所設置市等の長は、第十三条第一項又は第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、厚生労働大臣及び管轄都道府県知事に報告しなければならないものとする。 （第十三条

#### 第五項関係）

6 保健所設置市等の長は、次に掲げる動物について第十三条第一項又は第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、それぞれ次に定める者に通報しなければならないものとする。

#### （第十三条第五項関係）

- (一) 管轄都道府県知事の管轄する区域外において飼育されていた動物 当該動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事（その場所が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、その場所を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）

(二) 管轄都道府県知事の管轄する区域内における当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長が管轄する区域内において飼育されていた動物 当該動物が飼育されていた場所を管轄する保健所設置市等の長

### 三 電磁的な方法による届出等の法的位置付け

第十二条第一項等の規定による届出、報告又は通報（以下この三において「届出等」という。）をすべき者が、当該届出等に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、自ら及び当該届出等を受けるべき者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講じたときは、当該届出等をしたものとみなすものとする。 （第十二条第五項、第十三条第六項、第十四条第四項、第十四条の二第五項及び第十五条第十一項関係）

### 四 積極的疫学調査の実効性の確保

1 都道府県知事又は保健所設置市等の長は、感染症の患者を迅速に発見することにより、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、感染症の性質、当該都道府県知事又は保健所設置市等

の長の管轄する区域内における感染症の患者の病状又は数、感染症が発生している施設又は業務の種類並びに当該種類ごとの感染症の発生及びまん延の状況並びに感染症を公衆にまん延させるおそれその他の事情を考慮して、第十五条第三項の規定による求めを行うものとする。 (第十五条第四項関係)

2 都道府県知事及び保健所設置市等の長 (3において「都道府県知事等」という。) は、厚生労働省令で定めるところにより、積極的疫学調査の結果を厚生労働大臣 (保健所設置市等の長にあつては、厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事) に報告しなければならないものとする。 (第十五条第九項関係)

3 都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域における感染症のまん延を防止するため必要があると認められる場合として厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定めるところにより、積極的疫学調査の結果を当該他の都道府県知事等に通報しなければならぬものとする。 (第十五条第十項関係)

4 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者

が第十五条第一項若しくは第二項の規定による積極的疫学調査における当該職員の質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避したときは五十万円以下の罰金に処するものとする。 (第七十七条第三号関係)

## 五 厚生労働大臣及び都道府県知事による協力の要請等

1 厚生労働大臣及び都道府県知事(保健所設置市等の長を含む。六及び八の5を除き、以下同じ。)は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況並びに病原体等の検査の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者又は病原体等の検査その他の感染症に関する検査を行う民間事業者その他の感染症試験研究等機関に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、当該協力を求められた者が、正当な理由がなく当該協力の求めに応じなかったときは、当該措置の実施に協力するよう勧告することができるものとする。 (第十六条の二第一項及び第二項関係)

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、1の勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な

理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるとすること。（第十

六条の二第三項関係）

#### 六 都道府県知事による入院調整の実施

都道府県知事は、一類感染症（第二十六条において準用する場合にあつては二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症）又は新感染症のまん延により当該都道府県知事の管轄する区域の全部又は一部において感染症指定医療機関が不足するおそれがある場合その他当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、保健所設置市等の長、医療機関その他の関係者に対し、入院の措置等その他の事項に関する総合調整を行うものとする。（第二十二條の三及び第四十八條の三関係）

#### 七 新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症の所見がある者に係る入院措置の見直し

1 入院の措置等の対象となる者について、病状の程度を勘案して厚生労働省令で定める新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者にあつては、当該感染症の病状又は当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤化するおそれを勘案して厚生労働省令で定める者及び当該者以外の者であつて八の二の協力の求めに応じないものに限るものとする。（第二十六條第二項及び第四

十六条第一項関係)

2 都道府県又は保健所設置市等は、入院患者が八の二の協力の求めに応じない者であるときは、第三十七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による入院患者の医療に要する費用に係る負担の全部又は一部をすることを要しないものとする。 (第三十七条第三項関係)

3 入院の措置等により入院した者がその入院の期間中に逃げたとき又は入院の措置を実施される者(入院に係る通知を受けた者に限る。)が正当な理由がなくその入院すべき期間の始期までに入院しなかつたときは一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処するものとする。 (第七十二条第一号関係)

八 宿泊療養及び自宅療養の法的位置付け

1 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないこ

とその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができるものとする。 (第四十四条の三第一項及び第五十条の二第一項関係)

2 都道府県知事は、病状の程度を勘案して厚生労働省令で定める新型インフルエンザ等感染症又は新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者に対し、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間又は当該新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設(当該感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限り。5並びに第三の二の1及び4において同じ。)若しくは当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができるものとする。 (第四十四条の三第二項及び第五十条の二第二項関係)

3 1又は2の報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならず、1又は2の協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。 (第四十

四条の三第三項及び第五十条の二第三項関係)

4 都道府県知事は、1又は2の協力を求めるときは、必要に応じ、市町村の長と連携するよう努めなければならぬものとする。 (第四十四条の三第六項及び第五十条の二第四項関係)

5 都道府県知事は、2の協力を求めるときは、当該都道府県知事が管轄する区域内における病状の程度を勘案して厚生労働省令で定める新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者の病状、数その他当該感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、必要な宿泊施設の確保に努めなければならぬものとする。 (第四十四条の三第七項及び第五十条の二第四項関係)

九 国による感染症及び病原体等に関する調査、研究等の推進

1 国は、積極的疫学調査の結果その他のこの法律に基づく調査、届出その他の行為により保有するこ  
ととなった情報を活用しつつ、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るための基盤と  
なる感染症の発病の機構及び感染性、感染症にかかった場合の病状並びに感染症の診断及び治療の方  
法並びに病原体等に関する調査及び研究を推進し、当該調査及び研究の成果を適切な方法により感染  
症の発病の機構及び感染性、感染症にかかった場合の病状並びに感染症の診断及び治療の方法並びに

病原体等に関する調査及び研究を行う者、医師その他の関係者に対して積極的に提供するものとする  
こと。（第五十六条の三十九第一項及び第二項関係）

2 厚生労働大臣は、1に係る事務を国立研究開発法人国立国際医療研究センターその他の機関に委託  
することができるものとする。（第五十六条の三十九第三項関係）

#### 十 厚生労働大臣が指示を行うことができる範囲の拡大

1 厚生労働大臣は、新感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するため緊急の必要がある  
と認めるとき、又は都道府県知事が第八章の規定に違反し、若しくは第八章の規定に基づく事務の管  
理若しくは執行を怠っている場合において、新感染症の発生を予防し、若しくはその全国的かつ急速  
なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、都道府県知事が  
行う事務に関し必要な指示をすることができるものとする。（第五十一条の二第一項関係）

2 厚生労働大臣は、都道府県知事がこの法律若しくはこの法律に基づく政令の規定に違反し、又はこ  
れらの規定に基づく事務の管理若しくは執行を怠っている場合において、新型インフルエンザ等感染  
症の発生を予防し、又はその全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは

、当該都道府県知事に対し、この法律又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事が行う地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に関し必要な指示をすることができるものとする。 (第六十三条の二第二項関係)

#### 十一 その他

その他所要の改正を行うこと。

### 第三 検疫法の一部改正

#### 一 新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者の法的位置付け

新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者について、患者とみなして検疫法の規定を適用するものとする。 (第二条の二第三項関係)

#### 二 宿泊療養及び自宅療養の法的位置付け

1 検疫所長は、新型インフルエンザ等感染症の患者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力

を求めることができるものとする。 (第十六条の二第一項関係)

2 検疫所長は、新型インフルエンザ等感染症に感染したおそれのある者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができるものとする。 (第十六条の二第二項関係)

3 1の報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならず、1又は2の協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。 (第十六条の二第三項関係)

4 1の協力の求めに応じない患者に対する隔離の措置については、宿泊施設においても行うことができるものとする。 (第十六条の二第四項関係)

三 その他

その他所要の改正を行うこと。

第四 附則

## 一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行するものとする。ただし、第一の九については、令和三年四月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

## 二 経過措置等

1 この法律の施行の日（以下この1及び2において「施行日」という。）前に実施された改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下この1において「旧特措法」という。）第十八条第一項の規定による基本的対処方針の策定又は変更、旧特措法第四十五条第一項又は第二項の規定による要請その他の旧特措法の規定により実施された措置で、改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下この1において「新特措法」という。）中相当する規定があるものは、新特措法により実施されたものとみなすものとする。 (附則第二条関係)

2 第二の七の3は、施行日以後に行われる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による入院の措置等により入院する者又は施行日以後に行われる同法の規定による入院の措置を実施される者（施行日以後に行われる同法の規定による入院に係る通知を受けた者に限る。）につ

いて適用するものとする。 (附則第三条関係)

3 1及び2のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとする。